

# 島根地方最低賃金審議会

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、

業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

## 第2回会議 議事要旨

開催日時	令和2年9月24日(木) 午前10時23分～午後0時35分		
開催場所	島根労働局専用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 最低賃金に関する基礎調査結果について 2 設定様式について 3 金額審議		
議 事 要 旨			
1 部会長が、本日の会議は島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程第5条第1項但し書により会議を非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。			
2 賃金指導官が、当該業種にかかる最低賃金に関する基礎調査結果について、合同部会の配付資料に基づき説明した。			
3 設定様式について、事務局提案どおりとすることが確認された。			
4 金額審議において、労働者側からは、島根県の最低賃金は、中四国地方及び近畿地方の各県と大きく乖離しており、地域間格差の是正がなされておらず、このことから若者の県外流出に歯止めをかけ、優秀な人材が他県に流出することを防ぎ、県内でその能力を発揮したいと思える環境を構築する必要があること。また、最低賃金の近くで働く立場の弱い労働者に対し、コロナ渦においても安心して働けるよう希望ある最低賃金の引き上げ額を示したい等の理由から、引上げ額10円の提示がなされた。 一方、使用者側からは、現下の状況が新型コロナウイルス感染症の影響によりほとんどの企業で負債が増え、銀行からの融資を人件費に回し、雇用調整助成金等で補填する状況であって、現在中小零細企業の支払能力はゼロかマイナスに陥っていること。また、現在の国内経済、世界経済ともにマイナス成長であり、人も物も動いていない実態であり、とりわけ機械製造に関しては、設備投資が回復しない限り身動きが取れず、先の見えないコロナ渦の大変厳しい状況であることから、引上げ額0円の現状維持の提示がな			

された。

その後協議した結果、労働者側は引上げ額5円。使用者側は引上げ額2円とし、現時点でこれ以上の歩み寄りには困難として次回へ持ち越しとなった。

- 5 部会長が、本会議の議事録及び議事要旨署名委員に、労働者側は松林委員、使用者側は森脇委員、公益は部会長を指名した。